

議案第 17 号

さぬき市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について

さぬき市住民生活に光をそそぐ基金条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 23 年 2 月 24 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市住民生活に光をそそぐ基金条例

(設置)

第1条 これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかったドメスティックバイオレンス対策、自殺予防等の弱者対策及び自立支援並びに知の地域づくりの分野に対する取組の強化を図るため、さぬき市住民生活に光をそそぐ基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計予算に計上し、国庫に納付するものとする。

議案第18号

さぬき市末ふれあいひろば条例の制定について

さぬき市末ふれあいひろば条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市末ふれあいひろば条例

(設置)

第1条 地域住民の集いと憩いの場を提供することにより、住民相互の交流を図り、地域の活性化に寄与するため、さぬき市末ふれあいひろば(以下「ひろば」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ひろばの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 さぬき市末ふれあいひろば

(2) 位置 さぬき市末1295番地1

(指定管理者による管理)

第3条 さぬき市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に掲げるひろばの管理に関する業務を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(1) 施設の維持管理に関する業務

(2) 施設の利用調整に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手續等)

第4条 指定管理者の指定に関する手續は、さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年さぬき市条例第20号)に定めるところによる。

2 教育委員会は、指定管理者を指定したときは、その旨を公示するものとする。指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者の指定期間)

第5条 指定管理者がひろばの管理を行う期間は、指定の日から起算して5年間とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

(利用の許可)

第6条 ひろばを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、ひろばの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可しないものとする。

- (1) 秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上、支障を来すおそれがあるとき。
(許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

- (1) この条例の規定に違反し、又は指定管理者の指示に従わなかったとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 第6条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 前項の規定により利用者に生じた損害について、指定管理者は、賠償の責任を負わない。

(利用料金)

第9条 教育委員会は、指定管理者にひろばの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公示するものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(特別設備の承認)

第12条 利用者は、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用者の義務)

第13条 利用者は、ひろばを善良な注意をもって利用することを怠ってはならない。

2 利用者は、施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害について賠償しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、教育委員会の承認を受けてその賠償額を減額し、又は免除すること

ができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(指定管理者の指定期間の特例)

2 この条例の施行後最初の指定管理者の指定期間については、第5条中「5年間」とあるのは「5年を超えない期間」とする。

別表(第9条関係)

区分	単位	利用料金	備考
教室	1日	円 500	
ホール	1日	500	冷暖房利用の場合は、1日につき500円を加算する。

議案第 19 号

さぬき市行政組織条例及びさぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例
の一部改正について

さぬき市行政組織条例及びさぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 23 年 2 月 24 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市行政組織条例及びさぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例

(さぬき市行政組織条例の一部改正)

第1条 さぬき市行政組織条例(平成14年さぬき市条例第7号)の一部を次のよ
うに改正する。

第2条 市民部の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 税外未収金の管理の総括に関すること。

(さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年さぬき市条例第4
7号)の一部を次のように改正する。

別表市税等事務手当の項手当の支給を受ける職員の範囲の欄中「市税」を「市
税等」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第20号

さぬき市特別会計条例の一部改正について

さぬき市特別会計条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市特別会計条例の一部を改正する条例

さぬき市特別会計条例（平成14年さぬき市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

さぬき市運動公園条例の一部改正について

さぬき市運動公園条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 2 月 2 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市運動公園条例の一部を改正する条例

さぬき市運動公園条例（平成14年さぬき市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

下所運動広場	さぬき市造田是弘262番地1
--------	----------------

別表の2長尾総合公園の表中

「

研修センター	1時間	市内	1,000	
		市外	2,000	
コテージ	宿泊 5名 まで	土曜日及び祝祭日 の前日	12,000	
		日曜日及び祝祭日	11,000	
		平日	10,000	
	休憩 5名 まで	日曜日及び祝祭日	4,000	
		平日	3,500	
<p>1 宿泊使用時間は、午後3時30分から翌日の午前10時までをいう。</p> <p>2 休憩使用時間は、午前10時から午後3時までをいう。</p> <p>3 小学生以上の者を定員料金の対象とする。</p> <p>4 宿泊の場合において定員を超えるときは、定員を超える1人につき1,000円を料金に加算する。</p> <p>5 休憩の場合において定員を超えるときは、定員を超える1人につき500円を料金に加算する。</p> <p>6 宿泊、休憩利用において延長滞在することができるものとし、1時間につき1,000円を追加料金とする。</p> <p>7 使用開始後において、使用許可を受けた者以外の使用があった場合は、当該使用料金の2倍の額を徴収するものとする。</p>				

」

を

「

研修センター	1時間	市内	1,000	
		市外	2,000	
コテージ	宿泊5名まで	土曜日及び祝日の前日	12,000	
		日曜日及び祝日	11,000	
		平日	10,000	

	休憩 5 名ま で	日曜日及び 祝日	4,000
		平日	3,500

- 1 宿泊使用時間は、午後 3 時 30 分から翌日の午前 10 時までをいう。
- 2 休憩使用時間は、午前 10 時から午後 3 時までをいう。
- 3 小学生以上の者を定員料金の対象とする。
- 4 宿泊の場合において定員を超えるときは、定員を超える 1 人につき 1,000 円を料金に加算する。
- 5 休憩の場合において定員を超えるときは、定員を超える 1 人につき 500 円を料金に加算する。
- 6 宿泊、休憩利用において延長滞在することができるものとし、1 時間につき 1,000 円を追加料金とする。
- 7 4 月 28 日から 5 月 5 日まで、7 月 20 日から 8 月 31 日まで及び 12 月 28 日から 1 月 3 日までの期間については、宿泊使用の場合は土曜日及び祝日の前日の料金とし、休憩使用の場合は日曜日及び祝日の料金とする。
- 8 使用開始後において、使用許可を受けた者以外の使用があった場合は、当該使用料金の 2 倍の額を徴収するものとする。

に改める。

別表の 5 野間田運動広場の表の次に次のように加える。

6 下所運動広場

施設名	単位	使用料	
運動広場	1 時間	市内	円 250
		市外	500

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

さぬき市パーク・アンド・ライド駐車場条例の一部改正について

さぬき市パーク・アンド・ライド駐車場条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 23 年 2 月 24 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市パーク・アンド・ライド駐車場条例の一部を改正する条例

さぬき市パーク・アンド・ライド駐車場条例(平成15年さぬき市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「初日(駐車場の使用を開始する日が月の途中であるときは、その日)の前日までに使用料を納入」を「末日(使用許可の期間の最後の日が月の末日でないときは、その日)までに当該月の使用料を納付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

さぬき市道路占用料条例の一部改正について

さぬき市道路占用料条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 23 年 2 月 24 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市道路占用料条例の一部を改正する条例

さぬき市道路占用料条例（平成14年さぬき市条例第186号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1 年	630円
	第2種電柱		970
	第3種電柱		1,300
	第1種電話柱		560
	第2種電話柱		900
	第3種電話柱		1,200
	その他の柱類		56
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メー トルにつき1年	6
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	550
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	340
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1 年	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470
広告塔	表示面積1平 方メートルに	2,000	

			つき1年	
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			67
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			100
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			240
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			340
	外径が1メートル以上のもの			670
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		時価に0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		時価に0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		時価に0.008を乗じて得た額

	上空に設ける通路			1,000
	地下に設ける通路			600
	その他のもの			1,100
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの		占用面積1平 方メートルに つき1日	20
	その他のもの		占用面積1平 方メートルに つき1月	200
道路法施行 令(昭和2 7年政令第 479号。 以下「令」 という。)第 7条第1 号に掲げる 物件	看板(アーチ であるものを 除く。)	一時的に設ける もの	表示面積1平 方メートルに つき1月	200
		その他のもの	表示面積1平 方メートルに つき1年	2,000
	標識		1本につき1 年	900
	旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	1本につき1 日	20
		その他のもの	1本につき1 月	200
	幕(令第7条 第2号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。)	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積1平 方メートルに つき1日	20
		その他のもの	その面積1平 方メートルに つき1月	200

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000
		その他のもの		1,000
令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料			占有面積1平方メートルにつき1月	200
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				110
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		占有面積1平方メートルにつき1年	時価に0.014を乗じて得た額
	その他のもの			時価に0.01を乗じて得た額
令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			時価に0.014を乗じて得た額
	その他のもの			時価に0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる器具				時価に0.025を乗じて得た額

別表備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占有の期間に係る占有料について適用し、施行日前の占有の期間に係る占有料については、なお従前の例による。

議案第 2 4 号

新市建設計画の一部変更について

新市建設計画の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 5 条第 7 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 2 月 2 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

新市建設計画の一部を次のように変更する。

8 . 財政計画中「平成 2 3 年度までの 1 0 年間」を「平成 2 4 年度までの 1 1 年間」に改め、歳入の表及び歳出の表を別紙のとおり改める。

歳入

単位：百万円

項目 \ 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
地方税	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	4,810
地方譲与税	234	236	238	240	242	244	246	248	251	253	247
利子割交付金	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	30
地方消費税交付金	535	537	540	543	545	548	551	554	556	559	471
ゴルフ場利用税交付金	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	40
地方特例交付金	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	55
自動車取得税交付金	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	105
地方交付税	10,105	10,050	10,059	10,085	10,297	10,402	10,703	10,915	11,052	11,128	9,110
交通安全対策特別交付金	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13
分担金及び負担金	527	528	513	534	479	477	482	493	499	506	453
使用料	591	606	616	617	621	622	623	628	629	630	766
手数料	209	209	208	208	208	208	207	207	207	206	178
国庫支出金	2,099	1,816	1,813	1,617	1,825	1,390	1,270	1,241	1,197	1,474	2,188
県支出金	1,466	1,412	1,292	1,195	1,237	1,264	1,244	1,241	1,282	1,402	1,631
財産収入	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	178
繰入金	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	52
諸収入	763	768	776	786	781	792	799	808	808	827	1,353
地方債	5,469	6,498	6,262	4,682	4,161	2,086	1,799	1,780	1,938	2,056	3,110
歳入合計	28,671	29,334	28,992	27,183	27,073	24,711	24,603	24,795	25,100	25,723	24,790

平成 24 年度歳入の配当割交付金及び株式譲渡所得割交付金については、地方消費税交付金の項目に合算して計上している。

歳出

単位：百万円

項目	年 度										
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人 件 費	4,762	4,720	4,720	4,732	4,748	4,704	4,771	4,716	4,761	4,711	3,619
物 件 費	3,098	2,932	2,966	3,001	3,037	3,073	3,085	3,143	3,174	3,180	2,563
維 持 補 修 費	323	323	123	123	123	123	123	123	123	123	86
扶 助 費	1,530	1,570	1,612	1,655	1,699	1,745	1,692	1,740	1,788	1,839	3,222
補 助 費 等	3,985	3,907	4,153	4,263	4,209	4,265	4,374	4,522	4,581	4,739	3,568
公 債 費	3,018	2,962	3,822	3,149	3,564	3,897	4,238	4,299	4,463	4,485	3,795
積 立 金	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	43
投 資 ・ 出 資 金	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0
貸 付 金	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	1,196
繰 出 金	2,531	2,491	2,663	2,600	2,597	2,611	2,543	2,554	2,529	2,522	2,607
普 通 建 設 事 業 費	8,664	9,669	8,173	6,900	6,336	3,533	3,017	2,938	2,921	3,364	4,091
歳 出 合 計	28,671	29,334	28,992	27,183	27,073	24,711	24,603	24,795	25,100	25,723	24,790